平成２５年（フ）第５７０号
広島県東広島市高屋町中島448番地９
債務者　舛島　孝晴
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６０４号
広島市中区土橋町３番11―401号
債務者　迫田美佐江
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１２号
愛媛県松山市枝松２丁目２番28号　ステージ枝松102号
債務者　佐伯カヤ子
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５８号
長崎県長崎市目覚町10番５号
債務者　立花　伸一
1　決定年月日時　平成25年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２１号
福井県敦賀市新和町１丁目９番１―304号
債務者　中川きみえ
1　決定年月日時　平成25年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２５年（フ）第２２８号
山梨県甲斐市竜王新町1442番地１　マンサード竜王Ａ15
債務者　河西　智子
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４７号
山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺1957―６、住民票上の住所山梨県南アルプス市小笠原774番地１　マスカットネオＡ103
債務者　滝口　勝子
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０３号
長野市大字小島40番地１
債務者　渡邉　　敦
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１１号
長野市大字富竹1196番地３　コーポモリタ２Ｆ西
債務者　舟田　静美
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３１号
長野県飯田市座光寺888番地１　市営住宅50―72号
債務者　多田久美子（旧姓橋口）
1　決定年月日時　平成25年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第３２号
長野県飯田市上郷黒田456番地17
債務者　熊谷美栄子
1　決定年月日時　平成25年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第３３号
長野県飯田市宮ノ上4070番地１
債務者　井村　弘光
1　決定年月日時　平成25年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第５０号
岐阜県美濃加茂市本郷町７丁目８番13―２号、前住所岐阜県美濃加茂市本郷町３丁目６番地７　コーポ藤木Ｂ棟１
債務者　土屋　利恵（旧姓家田）
1　決定年月日時　平成25年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第５１号
岐阜県加茂郡白川町赤河886番地32、前住所岐阜県加茂郡白川町河岐346番地３
債務者　安江　春彦
1　決定年月日時　平成25年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第４１３号
兵庫県西宮市小松東町２丁目13番８号
債務者　堀井　茂代
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４１８号
兵庫県尼崎市立花町４丁目16番７号　サンベールハイム202号、前住所兵庫県尼崎市尾浜町２丁目９番８―401号
債務者　河島　正明
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６７号
鳥取県鳥取市気高町下光元563番地１　県営住宅宝木団地22号
債務者　坂本　勝昭
1　決定年月日時　平成25年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
鳥取地方裁判所民事部